

「滋賀県消費者基本計画（第 3 次）」の策定について

1 これまでの策定経緯

県では、消費者の視点に立った消費者施策を計画的・総合的に推進するための基本的な計画として「消費者基本計画」を平成 18 年に初めて策定した。現在は、平成 23 年 9 月に策定した第 2 次計画に基づき、消費者の自立支援や消費者トラブルの防止と救済等の 4 つの基本的方針のもと、9 つの重点施策を定めて取組を進めているが、平成 27 年度をもって計画期間が終了する。また、この間、消費者を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、消費者教育推進法の制定や景品表示法の改正など、消費者行政を巡る状況も変化してきている。

こうした課題や環境の変化を踏まえ、今後 5 年間の施策の展開方向を示す新たな基本計画を策定することとし、昨年度から、現行計画の進捗状況と課題の整理を行うとともに、次期計画の基本的な方向等について、滋賀県消費生活審議会で検討を進めている。

2 策定に向けたスケジュール（予定）

平成 26 年 9 月 4 日	平成 26 年度第 1 回審議会（消費者教育専門部会設置等について）
10～12 月	消費者教育専門部会（第 1 回～第 3 回）の開催
平成 27 年 2 月 6 日	平成 26 年度第 2 回審議会（諮問、消費者をめぐる現状等について）
6 月 5 日	平成 27 年度第 1 回審議会（計画素案について）
7 月 22 日	関係団体との意見交換
8 月 26 日	平成 27 年度第 2 回審議会（計画原案について）

10 月 30 日	平成 27 年度第 3 回審議会（計画答申案について）
11 月	審議会答申
12 月	常任委員会報告（答申内容および県民政策コメントについて）
12 月～1 月	県民政策コメント
平成 28 年 3 月	常任委員会報告（県民政策コメント結果について） 策定・公表